鹿児島県における令和5年度 PRTR データの集計結果の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく PRTR 制度により集計された化学物質の環境への排出量・移動量等について, 鹿児島県内の概況を取りまとめました。

※各集計結果の合計値は、その内訳の合計値と、端数処理の関係で異なる場合があります。

1 届出状況

事業所からの届出件数は 436 件(全国の 1.3%, 全国 32,502 件)で、前年度(435 件)より 1 件増となりました。業種別の届出状況は、表 1 のとおりです。

	業種	届出数	業種	届出数
金属鉱業		2	製輸送用機械器具製造業	2
	食料品製造業	11	造 船舶製造・修理業、舶用機関製造業	3
	飲料・たばこ・飼料製造業	9	業その他の製造業	1
	酒類製造業	2	電気業	24
	繊維工業	1	下水道業	23
製	木材・木製品製造業	1	倉庫業	4
12	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	石油卸売業	11
	化学工業	6	燃料小売業	248
造	農薬製造業	1	洗濯業	3
अफ	石油製品・石炭製品製造業	7	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	32
	プラスチック製品製造業	1	産業廃棄物処分業	10
業	窯業・土石製品製造業	3	特別管理産業廃棄物処分業	1
	非鉄金属製造業	2	医療業	2
	金属製品製造業	6	高等教育機関	2
	一般機械器具製造業	3	自然科学研究所	3
	電気機械器具製造業	11	合計	436

表 1 業種別届出状況

2 届出排出量・移動量の概要

(1) 届出排出量・移動量

令和5年度における総届出排出量・移動量は $\underline{632 \ \text{ト} \nu}$ (全国の 0.16%, 全国 $402,666 \ \text{ト} \nu$), うち総届出排出量は $\underline{431 \ \text{h} \nu}$ (全国の 0.31%, 全国 $136,877 \ \text{h} \nu$), 総届出移動量は $202 \ \text{h} \nu$ (全国の 0.08%, 全国 $265,789 \ \text{h} \nu$) となっています。

※届出排出量:431トン 大気への排出	334トン
・ 公共用水域への排出	96トン
・ 土壌への排出	0.6トン
総届出移動量:202トン 下水道への移動 事業所外への廃棄物としての移動	0.004トン202トン

総届出排出量 431 トンのうち、環境への排出先としては大気への排出が 334 トンと最も多く、次いで公共用水域への排出が 96 トンとなりました。令和 5 年度の総届出排出量は、令和 4 年度と比較して 163 トン減少しました(図 1)。

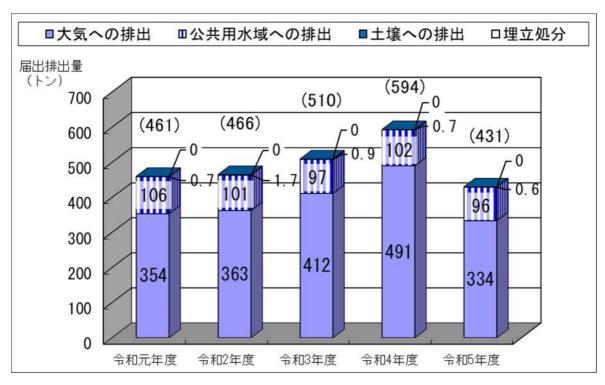


図1 本県の届出排出量の推移

(2) 届出排出量・移動量の多い物質

届出があったのは 101 物質で、そのうち排出量・移動量の合計が多かった上位 10 物質は表 2 及び図 2 のとおりです。排出量・移動量の合計はトルエンが最も多く、次いでほう素化合物、塩化メチレンの順となりました。

表 2 本県及び全国の届出排出量・移動量の上位 10 物質とその量

	鹿児	島県		全	国	
順位	物質名	届出排出量・ 移動量 合計(トン/年)	届出量全体 の合計に占 める割合	物質名	届出排出量・ 移動量 合計(トン/年)	届出量全体 の合計に占 める割合
1	トルエン	191	30. 2%	トルエン	78, 758	19.6%
2	ほう素化合物	73	11.5%	マンガン及びその化合物	70, 083	17.4%
3	塩化メチレン	65	10.3%	キシレン	24, 592	6. 1%
4	ヘキサン	54	8.6%	クロム及び三価クロム化合物	22, 246	5.5%
5	キシレン	45	7. 2%	エチルベンゼン	18, 528	4.6%
6	炭化けい素	20	3. 2%	炭化けい素	15, 707	3.9%
7	2-アミノエタノール	19	3.0%	塩化メチレン	14, 046	3.5%
8	エチルベンゼン	18	2.9%	ヘキサン	12, 836	3.2%
9	N-メチル-2-ピロリドン	17	2. 7%	N, Nージメチルホルムアミド	8, 575	2.1%
10	ふっ化水素及びその水溶性塩	16	2. 5%	ふっ化水素及びその水溶性塩	8, 124	2.0%
	上位10物質の合計	519	82. 1%	上位10物質の合計	273, 495	67.9%
	総届出排出量・移動量	632	_	総届出排出量・移動量	402, 666	_

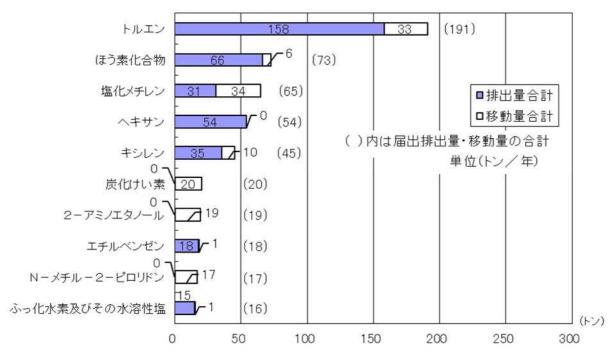


図2 本県の届出排出量・移動量の上位 10 物質とその量

(図2の補足説明)

・トルエン, ヘキサン, キシレンは大気への排出量が多い。 (主な用途:溶剤, ガソリン成分)

- ・ほう素化合物は公共用水域への排出が多い。(主な用途:金属の還元剤)
- ・塩化メチレンは、廃棄物としての移動量及び大気への排出量が多い。(主な用途:洗浄剤)

3 届出外排出量・届出排出量の概要

(1) 届出外排出量及び届出排出量

経済産業省及び環境省が推計を行った令和 5 年度の届出外排出量は表 3 のとおりです。本県の届出外排出量は 4,055 トンで,排出量合計の約 90%を占めています。この割合は,全国の割合(約 60%)に比べて高くなっています。

届出外排出量と届出排出量を合計すると 4,486 トンとなり、令和 5 年度は令和 4 年度と比較して 19 トン増加しました。

表 4. 水次 6. 工 日 2. 加 日 7. 浙 日 里 C 加 日 浙 日 里							
		届出外排出量					Maria B. A. St.
	対象業種	非対象業種	家 庭	移動体	小計	届出排出量	排出量合計
鹿児島県(トン/年)	495	1, 969	690	901	4, 055	431	4, 486
構成比	11.0%	43.9%	15.4%	20. 1%	90.4%	9.6%	1
全国(トン/年)	42, 922	70, 426	33, 661	55, 259	202, 268	136, 877	339, 145
構成比	12. 7%	20.8%	9.9%	16. 3%	59.6%	40.4%	_

表3 本県及び全国の届出外排出量と届出排出量

<用語の説明>

対象業種からの届出外排出量:対象業種の事業者で,常時使用の従業員数が20人以下であっ

たり、対象化学物質の年間取扱量が1トン未満であるなどの

理由で、届出対象外となった対象化学物質の排出量。

非対象業種からの届出外排出量:届出の対象となっていない業種を営む事業者からの対象化学

物質の排出量。例:農業や建設業など

家庭からの届出外排出量:一般家庭における殺虫剤、洗剤などの家庭用製品の使用に伴

う排出量。

移動体からの届出外排出量:自動車,二輪車,特殊自動車,船舶,鉄道車両,航空機など

の移動体の運行に伴う排出量。

(2) 排出量合計 (届出排出量+届出外排出量) の多い物質

本県における届出排出量と届出外排出量の合計上位 10 物質は、図3のとおりです。 上位 10 物質の合計は 3,199 トンで、排出量全体の 71.3%にあたります。

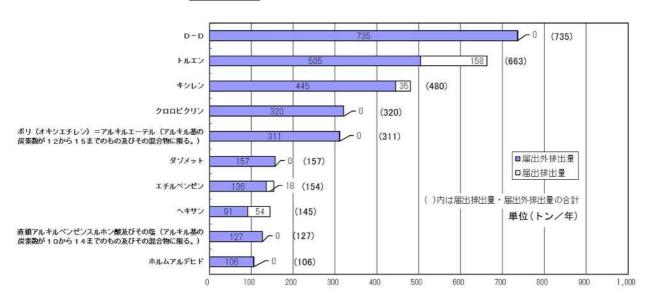


図3 本県における届出外排出量と届出排出量の合計上位 10 物質

(図3の補足説明:主な用途)

- D-D:農薬(殺虫剤)
- ・トルエン:ガソリン成分,溶剤
- ・キシレン:ガソリン・灯油成分,溶剤
- ・クロロピクリン:農薬(殺虫剤)
- ・ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル:洗剤等に含まれる界面活性剤